

平成 26 年 8 月 13 日

第 4 回 滋賀地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 平成 26 年 8 月 29 日（金） 午前 10 時 00 分～
- 2 場 所 滋賀労働局御幸庁舎 会議室
- 3 議 題 滋賀県最低賃金の改定について
- 4 傍 聴 者 5 名
- 5 応募要領

- (1) 傍聴希望者は傍聴を希望する旨と併せて、①傍聴を希望する審議会の開催日、②氏名、③電話番号（平成 26 年 8 月 27 日（水）13 時から 15 時の間に連絡できる電話番号）をご記入の上、F A X 又はハガキにて下記にお申し込みください。

申込締切日は、平成 26 年 8 月 26 日（火）17 時【**必着**】です。

滋賀労働局 労働基準部 賃金室 最低賃金審議会事務局
F A X 0 7 7 — 5 2 2 — 6 4 4 2
〒520-0057 滋賀県大津市御幸町 6-6

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は、事務局において抽選を行います。

傍聴希望者には、傍聴の可否について事務局から申し込み時の F A X 又はハガキに記載していただきました電話番号に平成 26 年 8 月 27 日（水）13 時から 15 時の間に連絡いたします。

- (3) 当日は、審議の開始 1 0 分前までにお越しください。審議会開始後の入場は認められませんのでご注意ください。

なお、事前に申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は運転免許証等ご本人であることがわかるものをお持ちください。

6 その他

- (1) 傍聴に当たって、別添遵守事項を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨をお申し込みの際にお書きください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

【担当】滋賀労働局 労働基準部 賃金室
電話 077-522-6654

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局が指定した席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 傍聴中は食事、飲酒及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退席はやむを得ない場合を除きご遠慮ください。
- 9 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で使用しないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させ、あるいは今後の傍聴を断ることがあります。